企業内転勤者及びその家族に適用される手続上の追加的な約束（注）

注　2、5及び6の規定は、企業内転勤の枠組みにおける第三国の国民の入国及び居住の条件に関する二千十四年五月十五日の欧州議会及び閣僚理事会の指令第二〇一四・六六・EU号（以下この附属書において「ICT指令」という。）が適用されない欧州連合構成国については、適用しない。

2　欧州連合の権限のある当局は、関係法令に基づく通知のための手続に従い、できる限り速やかに、遅くとも不備のない申請が提出された日から九十日以内に、企業内転勤者の入国及び一時的な滞在又はその更新の申請に関する決定を行い、その決定を書面により申請者に通知する。

3　日本国の権限のある当局は、実行可能な範囲内で、不備のない申請が提出された後又は該当する場合には4に定義する入国査証を求める申請に先立つ入国及び一時的な滞在に関連する申請（不備のないものに限る。）が提出された後九十日を超えない期間内に、企業内転勤者の入国査証又は滞在期間の延長許可の申請に関する決定を行い、その決定を書面により申請者に通知する。日本国の権限のある当局は、当該決定を九十日以内に行うことが実行可能でない場合には、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

4　この附属書の規定の適用上、「入国査証を求める申請に先立つ入国及び一時的な滞在に関連する申請」とは、在留資格認定証明書を求める申請をいう。在留資格認定証明書が発給される日から申請者が入国査証を求める日までの期間は、3に定める九十日を超えない期間には含まれない。

5　権限のある当局は、申請のための情報又は書類に不備がある場合には、必要とされる追加の情報を合理的な期間内に申請者に通知し、及び当該情報を提供する合理的な期限を定めるよう努める。2及び3に定める期間については、権限のある当局が当該情報を受領するまで停止する。

6　欧州連合は、次のことを行う。

(a)　欧州連合への企業内転勤者である日本国の国民の家族に対し、ICT指令第十九条の規定に従って企業内転勤者の家族に与えられる権利を与えること。

(b)　欧州連合への企業内転勤者である日本国の国民に対し、ICT指令に従って欧州連合内での移動の権利を与えること。

送還及び再入国に関する協力

7　両締約国は、1から6までの規定によって促進された自然人の移動により、締約国の入国及び一時的な滞在に関する規則に違反して当該締約国に滞在する自然人の送還及び再入国に関する十分な協力が必要とされることを認識する。

附属書十　政府調達

第一編　第十・二条に規定する政府調達協定の関連規定

第一条（定義）の規定
第二条（適用範囲）の規定
第三条（安全保障のための例外及び一般的例外）の規定
第四条（一般原則）の規定
第六条（調達制度に関する情報）の規定
第七条（公示）の規定
第八条（参加のための条件）の規定
第九条（供給者の資格の審査）の規定
第十条（技術仕様及び入札説明書）の規定
第十一条（期間）の規定
第十二条（交渉）の規定
第十三条（限定入札）の規定
第十四条（電子オークション）の規定
第十五条（入札書の取扱い及び落札）の規定
第十六条（調達に関する情報の透明性）1から3までの規定
第十七条（情報の開示）の規定
第十八条（国内の審査のための手続）の規定

第二編　適用範囲

（第A節は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第B節　日本国

第十章の規定は、第十・二条及び第十・三条の規定に従い、政府調達協定附属書Iの日本国の付表の規定の適用を受ける調達に加え、この節の規定の適用を受ける調達（2に規定する機関であって、2において特定する特別の規則の適用を受けるものによる調達を除く。）について適用する。

政府調達協定附属書Iの日本国の付表1から付表7までに規定する注釈は、この節に別段の定めがある場合を除くほか、この節の規定の適用を受ける調達についても適用する。

1　政府調達協定附属書Iの日本国の付表2（地方政府の機関）に関連する調達

第十章の規定は、政府調達協定附属書Iの日本国の付表2に掲げる機関による調達に加え、次の調達について適用する。

(a)　政府調達協定附属書Iの日本国の付表4から付表6までにおいて特定する物品及びサービスの熊本市による調達。当該調達についての基準額は、同附属書の日本国の付表2に定める基準額とする。

(b)　政府調達協定附属書Iの日本国の付表4から付表6までにおいて特定する物品及びサービスの地方独立行政法人による調達。当該調達についての基準額は、同附属書の日本国の付表2に定める基準額とする。

(b)の規定に関する注釈

日本国政府は、この(b)の地方独立行政法人による約束の実施を確保するため、地方公共団体と連携して、日本国の法令に基づいて措置をとる。

この(b)の規定の適用上、「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の適用を受ける地方独立行政法人であって、政府調達協定附属書Iの日本国の付表2に掲げる一の機関又は熊本市が同法に基づいて設立したものをいう。

この(b)の規定の適用を受ける地方独立行政法人であって、二千十八年二月一日の時点のものの表を、参考のため、次に掲げる。

(1)　地方独立行政法人北海道立総合研究機構
(2)　北海道公立大学法人札幌医科大学
(3)　地方独立行政法人青森県産業技術センター
(4)　公立大学法人青森県立保健大学
(5)　地方独立行政法人岩手県工業技術センター